第八条第三項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一項」に、「事項及び」を「事項（同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八条第一項の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」を「第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第百四十一条第一項」に、「事項及び」を「事項（同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項（当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告に係る事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項
	同条第一項	前条第一項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告
	当該事業所管大臣	国土交通大臣

第八条第四項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第六十三条第一項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「部分」の下に「（認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八条第一項の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「第六十三条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第百十一条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に、「事項及び」を「事項（認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項（当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告について、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項
	同条第一項	前条第一項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告
	当該事業所管大臣	同法第百十一条第一項又は第百十五条第一項に規定する主務大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告について は、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十八条第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告について は、管理関係事業者であって特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）